

## 第4回あま市男女共同参画推進懇話会

日時：平成23年11月8日（火）

午前10時～12時

場所：あま市役所本庁舎第3・4会議室

### 次第

#### 1. 開会

あいさつ

#### 2. 議事

(1) 条例素案について

(2) 提言（案）について

(3) パブリックコメントの実施について

(4) その他

#### 3. 閉会

### 議事録

#### 1. 開会

##### 1 あいさつ

事務局（近藤人権推進課長）：[あいさつ、部長途中参加の報告]

座長：[あいさつ]

事務局（近藤人権推進課長）：[会議の公開についての説明]

#### 2. 議事

##### (1) 条例素案について

事務局：[条例素案 説明]

座長：何か質問などがあれば、名称から順番にお願いします。

委員：可も不可もなく、魅力はないけれど、オーソドックスではないか。

パブリックコメントをやってからの最終決定になるのですか？

事務局：パブリックコメントを実施して、文章で確認していただく予定である。

事務局：懇話会は今回で終わりの予定だが、他の状況に応じて、開催するかもしれない。

委員：「職場、学校、地域、家庭」の順番は違和感がある。あま市の特徴ということで出して行けば通るかなと思うが、「家庭、学校、地域、職場」がオーソドックスだと思う。

「人権尊重を基盤とした」が入るのは大賛成である。人権条例ができて、基本になる。

ただし、あま市らしさがない。ワークショップで出てきた意見を入れたのは、よいことだと思うが、あま市らしさがない。

せめて「共創都市」の言葉が男女共同参画の趣旨と合うと思う。その点で使えないかと思う。

男女が助け合うという表現が入るとあま市らしさが出ると思う。

座長：前文で取り上げた方がよいということか？

委員：そうである。

委員：「輝く社会を共に創ることによって」に入っているのではないか。分かりやすくよいと思う。

事務局：分かりやすさを考えて入れた。

委員：「共創都市」合併のときに出た言葉なので、その言葉自体を入れてはどうか。

委員：() で入れるなどしては説明文のようになる。噛み砕かれてよいと思う。

委員：「社会」というよりも「共創都市」を入れると特徴が出てよい。

委員：「並びに」「及び」はルールとして必要なのか。

事務局：法制化のルールである。

### 【定義】

委員：「職場、学校、地域、家庭」については、私たちの了解事項ということで、一般的ではないが、このままでよいのではないか。

委員：私も違和感を感じていた。

委員：実態調査の結果である。

事務局：身近なところから広がる方向でもよいと思う。

委員：このままでいきましょう。

事務局：変えましょうか。

事務局：パブリックコメントのときに条文としては、意識調査の結果から説明をしてもよい。

委員：一般的にはこうだが、

事務局：WSではまずは家庭からという意見が多かった。

委員：家庭から意識が始まる。地域が最後にくるのではないか。

座長：地域は大事である。

委員：やはり家庭、学校、地域、職場の順番ではないか。

委員：それぞれの課題が重要度での判断と、どこから対応していくのかということを考える必要がある。意識を向上する社会的責任としては、まずは家庭からの順番になるのではないかと思う。

委員：市民が分かりやすいことを考えると、「家庭から」がよいと思う。アンケートを取ると職場の問題があげられるが、やはり家庭から始まり、一歩外に出ても同じなんだということを示した方がよい。

委員：ヨーロッパに視察した時でも、まずは家庭を大事にする。家庭を大事にすることで、子どもの教育ができ、差別をなくすことにつながる。働くは、差別のしやすいイメージになっている。

事務局：家庭、学校、地域、職場の順に変更したい。

委員：職場は政策的には直接関われない。行政は家庭、学校、地域の順になる。

委員：定義も前回の方が分かりやすい。

事務局：法定ルールに沿っている。

委員：分かりにくくなっている。

委員：定義はこの項目だけでよいのか。

委員：「以下の各号」「以下に定めるところによる」の方がわかりやすい。

座長：順番を変えることで対応してほしい。

委員：項目として「積極的改善措置」を入れなかった。他の市町村を見ても入っているところとないところがある。

### 【基本理念】

委員：「協調」は、市で何ができるのかということで、色合いが薄くなってはいるが、なくなったわけではない。安城市では入っていない。市のレベルでやるべきだが、大々的にはできないということである。

委員：「視野」でよいと思う。「協調」はアクションを起こさなければならない。基本計画は基本理念を実現するために、作るということか。

事務局：施策を進めるために、基本計画をつくる。

委員：5項目は国の方針に従っているので、(1)の中に「人権の尊重」を入れたいと思う。「男女の人権を尊重し・・・」を入れてほしい。

座長：事務局で精査していただいて修正してほしい。

### 【責務】

事務局：第2項を加えた。

委員：「計画的」という文言をとった。

事務局：法制執務の方から指摘で、「目的」にあるので、省略するよという意見だった。

委員：目的で言っているからよい。

委員：「努めるものとする」は人権条例と同じにしたということか。

委員：きつくしたということである。

座長：人権といろいろなところが並行している。

#### 【性別による権利侵害の禁止について】

##### 【市民に表示する情報への配慮】

委員：「なん人も」は「すべての市民が」「誰もが」という親しみやすい言葉にしてはどうか。

委員：この部分の主語はだれになるのか。

座長：市とは限らない。

事務局：誰もが主語になる。「何人も」は確認する。

座長：事務局にお任せしたい。

#### 【基本計画】

委員：「審議会に諮問しなければならない」の削除はよいのかと思う。他の市町村でも入っている。

市長が諮って、問う機関が諮問機関である。そのような場を経過することが必要ではないか。

事務局：「審議会」のところはその内容があるので、重複したものを整理されている。

委員：それでよいのか。

事務局：基本計画については、審議会で審議する。

委員：市長が定めた時に自動的に審議する。

委員：他の市町村ではこの部分にこの内容がある。

事務局：法令は変わっている。分かりやすさ、簡略化になっている。

委員：これをとると大変なことになるのではないかという感じを受けた。

事務局：法制事務の担当によっても意見が異なる。

座長：それぞれの部門で変化がある。それに対応しなければならない。

委員：他の自治体を参考にしたということだが、具体的にはどのようにしているのか。

事務局：県と県内5市では入っている。

委員：県が入っているから入れるという意見もある。入っていない市が多い。人権条例に合わせたということである。

委員：並び順が気になる。変更するということか。

委員：当然である。

#### 【教育】

委員：「社会教育」を入れてほしい。「学校教育、社会教育、家庭教育」という市町村もあるので、参考にしてほしい。

事務局：追加する。

#### 【健康】

委員：わかりやすい表現になっている。

#### 【情報提供】

事務局：市民等に対する支援を「情報提供及び広報活動」に変更した。

委員：このような表現はあま市だけか。

事務局：ほとんどは「市民に対する支援」になっている。何をすることがわからず、変更した。

委員：分かりやすくなっている。

#### 【参画機会の拡大】

委員：是正措置を削除されている。

事務局：具体的な施策がないので、削除するべきだと考えた。

委員：数値目標をとる。達成できなかった場合は是正措置になる。一番注目されるのはこの部分であると思う。男女共同参画が実現できていない場面では、何らかの手立てを打つことが施策になる。それがなくなると、男女共同参画の実現が難しくなる。それでよいのかと思う。この言葉をあえて入れないのはよいのかと思う。

委員：難しいところである。何らかの是正を行って、市が動かないといけない。この内容ではアクションは起こせない。文面はきれいな言葉だが。

委員：北名古屋市については、是正措置について触れている。補足で是正措置については入れてある。

委員：推進条例の中の「参画機会の拡大」が最も重要なところである。もう少し具体的に、姿勢が箇条書きでも出てくると重みのある内容になると思う。「DO」の部分、行政の施策の具体化を入れると身近に感じられると思う。

委員：基本計画を創るときは、この部分が具体的に出てくる場所であると思う。たとえば職場なら、冊子をつくるということや家庭内での取組もある。重要なところだと思う。是正が必要なことが起こったときに、困った人が訴えてくる。

委員：積極的な姿勢が見られない。

委員：是正措置の具体的な部分がないから削除したということであったが、逆ではないか。具体的な施策を作ったらどうかということだと思う。

委員：具体的な施策はプランに関わると思うが「是正措置」という言葉を入れないと、『しなくてもよい』という意識になる。

委員：人権の部分はどうか。

事務局：人権条例にはない。是正措置そのものの項目がない。

北名古屋市の条文では、2項で是正措置が言われている。

審議会を設置する際に規則を設ける。規則の中に、是正を含めるということで対応したい。

審議会の「是正措置」を規則で入れる。

座長：よろしいか？ありがとうございます。

#### 【国際協調】

#### 【推進体制の整備】

#### 【調査研究】

委員：調査研究するだけでよいのか。結果を公表しなくてもよいのか。当然公表するものならば入れておいた方がよい。

事務局：次の「実施状況の公表」に入れてあるので、それも含めて考える。

#### 【実施状況の公表】

事務局：計画を毎年度公表するので、やっていく。HPでの掲載は必要になる。

委員：報告書は作らないのか？

事務局：HPで掲載するものが報告書となる。

#### 【相談対応】

委員：相談員の配置については、削除してある。

事務局：「支援体制の整備充実」に含んだ形になっている。

委員：パブリックコメントでの意見が出てくるかと思う。入れておいた方が、よいと思う。

事務局：意見が出てくれば考えていきたい。

#### 【苦情の処理】

委員：他の市町村の中にはある。入れるのが建前なのか。

事務局：苦情があった場合は対処するのは当然である。

座長：なくても当然対応するという事で削除をされた。  
事務局：新しい条例では入れていない場合が多い。苦情処理要綱ができてきて、そちらで対応する場  
合が多い。  
委員：苦情の処理だけで審議会を設置するわけではない。

#### 【審議会の設置】

座長：人権条例に合わせて変更されている。  
事務局：細かいことは規則の方に規定したい。

#### (2) 提言

事務局：[資料説明]  
座長：条例の素案で意見が出ていた内容ですね。  
事務局：そうです。四角で囲っている部分は解釈、説明と理解していただきたい。  
委員：「相談の対応について」に「相談員の配置など」とあるが。  
事務局：「支援体制の整備」の一環として入れた。  
委員：前文の「共に創る都市」に入れてほしい。関連性が出てくると思う。

#### (3) パブリックコメントについて

事務局：[説明]  
委員：「個別には回答しません」とあるが回答をしないのか。  
事務局：パブリックコメントの実施要領の中に、全体の概要での回答をするという対応をする。  
委員：まとめて1回か。  
事務局：そうである。  
委員：意見を出す人は回答を確認できる形になるということによいか。「概要の回答をする」という  
ことを入れなくてもよいか。  
事務局：パブリックコメントの実施要領がある。それに基づいて回答を行う。  
委員：書いた人の気持ちからすると「そんな無責任なことがあるか」という  
委員：個人の意見を公開とあるが、広報に出すのか  
事務局：HPで出す。  
部長：閲覧場所でも対応することは考える。  
事務局：閲覧場所となっているところでやる。  
座長：そのほかの意見がないようでしたら、閉会させていただきたいと思います。  
事務局：第4回までのご審議ありがとうございました。1月には市長への提言をしたいと考えている。  
今後もお手数をかけると思うがよろしくお願ひしたい。  
部長：遅れて参加しまして  
人権推進課は人権推進と男女共同参画の2本の案をまとめている。パブコメの素案がまとまっ  
たということである。3月議会に向けて、ご協力をいただきたいと考えている。  
人権条例は、パブコメでいろいろな意見が寄せられた。今、まとめている。日程的にはアクシ  
ョンプランを作る関係で、12月議会に出す予定で動いている。人権条例の下に男女共同参画が  
位置付けられる。まだ協議することが多いがご協力をお願いしたい。  
ありがとうございました。